

# 商品概要説明書

## 年金・給振口座指定者向け金利上乘せ定期貯金

(令和5年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	年金・給振口座指定者向け金利上乘せ定期貯金 「愛称：JAマル得定期貯金（年金マル得定期・給振マル得定期）」 《スーパー定期貯金（単利型）で組入れます》
2. ご利用いただける方	・ 個人のみ 《年金マル得定期》 ・ 当JAで公的年金または企業年金振込の受け取りを既に開始している方 ・ 当JAに公的年金または企業年金振込の受け取りを新規に指定していただける方 《給振マル得定期》 ・ 当JAで給与振込の受け取りを既に開始している方 ・ 当JAに給与振込の受け取りを新規に指定していただける方
3. 取扱期間	・ 令和5年3月1日～令和6年2月29日
4. 預入期間	・ 1年の定型方式 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・ 一括預入 《年金マル得定期》300万円以内      《給振マル得定期》200万円以内 ・ 1円単位 ・ 証書及び通帳式（総合口座定期を除く）
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	《年金マル得定期》 ・ 預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示の利率に0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日におけるJAマル得定期貯金（年金マル得定期）の利率を適用します。ただし、当JAで公的年金または企業年金の受け取りが確認できないときは、継続日における「スーパー定期貯金（単利型）」の店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示の利率を適用する場合があります。 《給振マル得定期》 ・ 預入時におけるスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示の利率に0.10%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日におけるJAマル得定期貯金（給振マル得定期）の利率を適用します。ただし、当店舗で給与振込の受け取りが確認できないときは、継続日における「スーパー定期貯金（単利型）」の店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は、預入時のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示の利率を適用する場合があります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。

8. 手数料	—				
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>				
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul> <table border="0" data-bbox="475 658 1442 739"> <tr> <td>(1) 預入期間が 6 か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> <p>ただし、預入期間を通じて振込口座指定が継続されない場合は預入時（自動継続後については自動継続時）のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示の利率を約定利率とします。</p>	(1) 預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	(2) 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%
(1) 預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率				
(2) 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%				
11. 貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>				
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>				
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ 金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。</li> <li>・ 本商品は、事業分量配当金の対象外となっております。なお継続日に振込の受け取りが確認できず、「スーパー定期貯金（単利型）」の店頭表示の利率を適用して継続した貯金についても事業分量配当金の対象外となります。</li> <li>・ 本商品は、「スーパー定期貯金規定（単利型）」または「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」を適用します。</li> </ul>				

詳しくは窓口にお問い合わせください。